

高津発 日本改革!

ほりぞえ健ニュース

2004年2月号 No. 9

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

地方分権は必要か？

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

「地方分権の推進」ということは、民主党はもちろんのこと、政権与党である自民党や公明党、そして共産党や社民党も言っています。

(堀添)

そうですね。昨年11月に実施された総選挙において、民主党は「『分権革命』：地域の問題は自分たちで決める社会を築きます」と題し、国の補助金20兆円のうち18兆円を廃止するとともに、中央省庁の権限限定と自治確立、住民の行政参加権明確化、等の政策を打ち出しました。自民党も政権公約の1章を「『国から地方へ』地方の自立と都市の再生を」といった地方分権の記述にあてていました。

中央集権から地方分権への改革については与野党を問わず、基本的な方向性は合意されていると言ってよいと思います。

(事務局)

「地方分権」といっても、単に国の職員、政治家と地方の官僚、政治家との間の権限争いではないか、と指摘される方もいますね。

(堀添)

はい。私も、「皆さん地方分権を主張されるけれど、本当に地方分権が必要なのでしょうか。地方分権するかどうかは重要ではなく、効率よく税金を使う仕組みが実現できるのであれば、現在の中央集権でも良いように思います」と聞かれたこともあります。

現在、地方分権が注目されている理由は、大きくは2つあると思います。まず第1は、地方経済の疲弊が極めて深くなっていることです。川崎市のような首都圏で生活しているとなかなか実感できませんが、地方の経済状況は壊滅的な状況に陥りつつあります。今までは県の周辺部はともかく、少なくとも県庁所在地では状況があったのが、ここ10年の間に、県庁所在地でさえも経済的に厳しい状況になっているところがいくつも出てきています。

地方都市が立ち行かなくなっている原因は、一言で言えばどの地方都市も「ミニ東京」を目指していた、ということに尽きると思います。正確には、目指させられていた、ということです。

全国の公的歳出のうち、地方自治体の歳出は約6割、中央政府の歳出は4割となっています。しかし、税収の6割強は中央政府が課税しており、中央政府の経常支出の7割以上が、地方自治体への財政移転に充てられています。なお、この数値は全国をあわせたものですが、たとえば川崎市を見ると一般会計5千5百億円のうち、国からの支出金は約2割に過ぎません。逆に言えば、地方都市の中には中央政府からの財政移転が歳入の大部分を占めることも珍しくない状況となっています。

問題は、中央政府の経常支出の7割を占める地方への財政移転の行い方にあります。



- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 民主党神奈川県第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学1年)の3人家族

大まかに言うと、地方へ財政移転される金額の半分以上はひも付きの国庫支出金として行われます。国庫支出金は、特定の公共事業に対する補助等、使い道を限定した形で地方自治体に交付されますので、基本的には中央政府の規定した一律的な施策が行われます。地方税等の自主財源が少ない地方都市では、たとえば施設を建設するのにも国庫支出金の交付抜きには難しい状況にありますので、結果的にどの地方都市にも同じような施設ができません。また、道路建設のための国庫支出金は当然それ以外には使えませんので、仮に高齢者向け施設が不足していたとしても、道路が建設されることとなります。



(事務局) 前ページからの続き

国からの補助金をもらうために、結果的に地方ごとの独自性が失われた、ということでしょうか。

(堀添)

はい。各々の自治体にとって、「可処分所得」の割合は非常に低いので、自治体の独自性を発揮することは難しい状況にあります。自治体のまちづくり基本方針である「基本構想」や「基本計画」を見ても、多くの自治体のものは似通った内容になっているのも、この点に大きな原因の一つがあると思います。

(事務局)

地方分権が注目されている理由の2番目は为什么呢か。

(堀添)

2つめの理由は、税金をより効率的に使う仕組みが必要になったことです。この背景には、国家財政と地方財政が事実上破綻状況—国債地方債残高合計で約700兆円、平成16年度一般会計予算案82兆円のうち37兆円が国債発行による歳入—に陥り、今までのような税金の使い方ができなくなった、という状況があります。たとえば、年収430万円の家庭が毎年390万円借金をして計820万円使っている状況です。しかも累積借金が7000万円ある。この問題については、あらためて時間をとってお話したいのですが、とにかく借金が雪だるま式に膨れ上がり、もうこれ以上やっつけられない状況に陥りつつあることが地方分権の流れの推進力になっているのも、残念ながら事実です。

(事務局)

地方分権が効率的な税金の使い方につながる、ということについて、もう少し詳しくお話しください。

(堀添)

これは補助金をもらう側の立場にたって考えるとわかりやすいと思います。地方自治体から見ると、補助金はもらえればもらうほど「もうかる」のです。仮に私がある地方自治体の市長だったとします。保育施設に対する市民ニーズが高く、自分としても子育て世代を重視した施

策展開をすることで地域の活性化につなげたいと考えたとしても、単純化して言えば厚生労働省の国庫支出金の要件にあわなければ実現できません。しかし、地域特性から考えてもう道路は十分であったとしても、国土交通省の国庫支出金の要件を満たしていれば、道路建設予算を獲得することができます。その場合「不要な道路でもないよりは良いし、建設工事で地元も潤うからもらっておこう」と考えるのも、自然ではないでしょうか。さらに言えば、補助事業は国によって一律的に細かく仕様が決められていますから、たとえ日に数台しか車が通らないようなところでも、全国標準の立派な道路がひかれることになります。

いうまでもなく国庫支出金は国税として集められたお金ですが、個々の地方自治体から見ると「もらい得」ですから、「あぶく銭を使つての買い物」的に甘い事業展開になりやすい状況であると思います。

これが一括交付金のように、地方自治体が地域の意見を踏まえて自由に用途を決定できるようになると、どう変わるでしょうか。少なくとも「それほど必要はないが国庫補助金がつくので道路をつくっておこう」といった施策展開は間違いなく変わります。また、今まで自治体の自由度が少なかったということは、逆に言えば自治体としての工夫の余地が少なかったということですから、ある意味、自治体側も楽ができた。これが自治体の自由度が大きくなれば、地域特性とニーズにあわせ、きちんと経営している自治体と、そうでない自治体との間の差は今まで以上に大きく開くことになります。現在は地方税は基本的に全国一律ですが、これが自治体によっては行政サービスのレベルが低いにもかかわらず税金が高い、といった状況が生まれてきますので、当然そうした自治体の首長や議員は有権者から厳しい判断を示されることになるでしょう。

(事務局)

地方分権を進めると、過疎地の自治体は財政的にやっつけられなくなる、という意見も聞くのですが。

(堀添)

少々説明が細かくなりますが、財政調整機能には「垂直的」機能と「水平的」機能とがあります。垂直的財政調整とは国と地方間の調整機能で、水平的とは地方間の調整機能です。現在地方分権のなかで主に議論されている改革は、前者の垂直的調整機能が過度に働いている状況に対してであり、水平的財政調整機能については、額や決定の方式の変更はともかく、なんらかの形で継続しなければならないことについて、おおむね合意されているように思います。

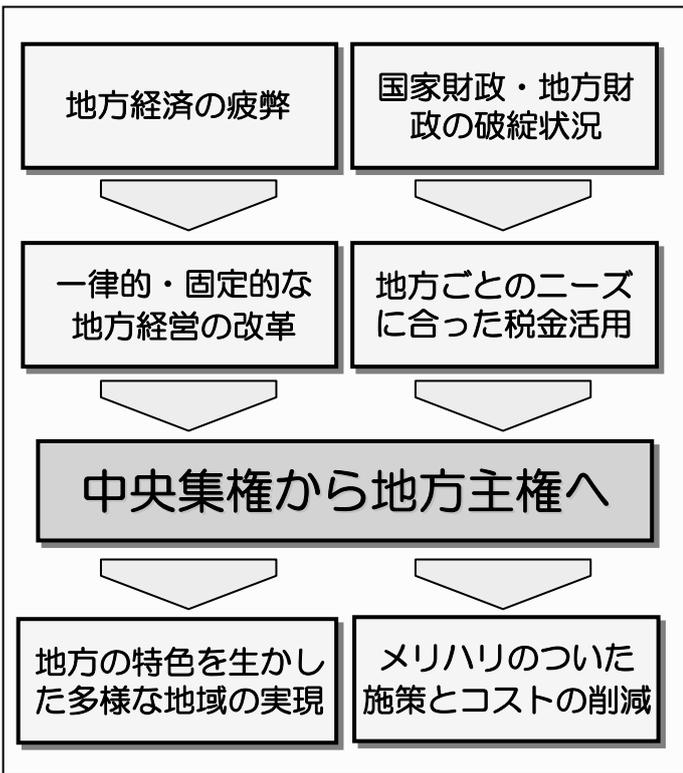
もちろん、垂直的財政調整機能の改革を通じて、国税・地方税をあわせたトータルでの税金活用が効率化されますので、仮に地方都市の税収を現状と同じだけ確保したとしても、大都市部の自治体の税収は実質的に増えることになるのではないのでしょうか。

また、地方都市に多額の補助金が投入されているのは、地域産業の大部分が公共事業によって支えられているという産業構造にむしろ原因があります。地域の基幹産業であった工場機能の海外移転が進行する中で、公共事業が唯一の地場産業となっている地方も少なからずあります。地方分権により地域ごとに特色をもった街づくりが実現できれば、その中にこそ新しい地域産業の可能性が生み出されてくるのではないのでしょうか。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2004年1月19日)



地方分権 「民主党政策集～私たちの目ざす社会」より

民主党は、地域のことは地域で決めることができる「地域主権型社会」をめざしています。それぞれの地域がもっている個性や、本来の能力を発揮するためには、全国一律の押しつけではなく、自分たちの判断で決定することが必要です。地域の実情にあった決定が地域の活性化を実現し、そして国全体の活力へつながっていくと考えています。一方で現在の中央政府は、例えば外交、安全保障、金融など本来その機能を発揮しなければならない分野において弱体化しています。これは中央政府が何から何まで抱え込み肥大化・非効率化してしまったからです。民主党は、中央政府の役割を限定し、本来の中央政府の機能を十分に発揮させるべきであると考えています。

税源移譲

所得税収のうち、5.5兆円程度を住民税に移譲します。同額を補助金から削減することによって、現在3：2である国と地方の税源配分を1：1とします。これにより、地方の判断で自由に使える財源が飛躍的に増えます。同時に、税源配分に即した形に国・地方の役割分担を改めます。

補助金改革～一括交付金制度の創設

現在の地方自治体向け個別補助金を原則全廃し、一括交付金へと転換させます。一括交付金の使途については、国は基本的には関与せず、原則、事業選択は自治体においては自由に行えるものとします。これにより、自治体の事業選択の幅が飛躍的に広がる一方で、何故その事業を選択したのかを住民に説明する義務が生ずることとなります。

地方交付税制度の抜本的改革

現行の地方交付税制度を抜本的に改め、簡素・透明でかつ地方の自立を進める制度へと転換させます。税源移譲と地方交付税制度改革によって、地方は財政的に国と対等な関係となり、自立が促進されることとなります。この改革の際の柱は、・不交付団体を増やす、・地方債の元利償還分の交付税措置は、段階的に縮小し、将来的には廃止する、・地方自治体の自主努力を阻害するような要因を排除する、・徐々に財源保障機能を縮小し、財政調整機能を拡充する、という、4点とします。

霞ヶ関の人員減に対する方策議

一括交付金の実現すれば、法令や補助要綱などといった、国による義務付けや介入は大幅に減ることになります。その結果、霞ヶ関の人員は相当程度減ると考えられ、地方自治体、立法府などに吸収できるような仕組みを検討しています。

道州制への移行

民主党は、政権をとってから10年後をメドに道州制に移行することをめざしています。国の権限や財源を思い切って地方に移すためには、現在の都道府県では小さ過ぎると思っています。わが国を10から12の道州に再編し、公共事業などの権限を大幅に地方に移譲します。国は、外交・安保、金融、治安維持、基礎的社会保障、地球環境保全など本来の役割に重点的に取り組み、その能力を十分に発揮できる体制を整えます。このため、中央省庁権限の限定、地方分権の道筋等に関する基本法案を制定します。そもそも、地方分権とは国の権限・財源を、都道府県や市町村という「役所」に移すことではなく、住民に身近な自治体が十分な権限・財源を有することによって、その決定に住民が参加し、また意思が反映されるようにすることです。「情報公開」「住民参加」という最も重要な部分を強化するために、民主党では「住民自治推進基本法（仮称）」や「住民投票法」の制定を検討しています。

市町村合併

百花繚乱の地域の創造のために、「中央集権全国一律・地方の東京依存」という戦後型構造から、「地域主権・多様性・自立した地方」という構造への転換が必要です。そのためには、税源・権限を地方に移譲する必要がありますが、その前提として、税源・権限を受け入れられるような体制を基礎自治体側が創る必要があります。ゆえに、民主党としては、住民もしくは市町村の自主性を尊重し、合意形成過程を重視しつつ、市町村合併を推進することを基本とします。市町村に有無を言わせないような強制合併は行いません。市町村合併をしても新しいまちづくりが実現できないという結論を出した市町村については、合併しないという選択を認めるとともに、多様な自治を可能とする地方自治法改正をすすめます。また、市町村合併のみを推進し、分権改革を先送りすることはしません。同時に税源・権限の移譲を推進し、地方分権改革を行います。

コミュニティの再生・強化

住民と自治体をつなぐ場、住民がその能力を十分に発揮する場として、コミュニティを再生・強化することを掲げ、そのための法整備も検討しています。コミュニティが機能することによって、住民が単に公的サービスの受け手を脱し、公的サービスの提供者としても、また時には企画者としても積極的に地域づくりに参加する社会をめざしています。合併によって自治体の規模が拡大しても、コミュニティによってきめ細やかなサービスを提供できるようにしたいと考えています。

